

<報道発表資料>

カテゴリー: 県政一般

令和7年7月16日

川島町長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てについて

令和7年5月18日執行の川島町長選挙における選挙の効力に関する審査の申立てが令和7年7月10日付けでなされ、本日の委員会で受理することを決定しましたのでお知らせします。

記

1 審査申立人

道祖土 証（川島町長選挙の選挙人かつ立候補者）

2 申立ての趣旨

令和7年5月18日執行の川島町長選挙における選挙の効力に関する異議申出に対する川島町選挙管理委員会の令和7年6月24日付けの決定を取り消すとともに、選挙の全部の無効を主張し、選挙の全部やり直しを求める。

3 申立ての主な理由

- ・当選人である藤間氏の得票4,868票は他の候補者二人の得票の合計3,614票よりはるかに多く、通常では考えられない結果で、期日前投票の3,003票を開票時にそっくり藤間氏の票にカウントしたとするとつじつまが合う。
- ・藤間氏の得票率57.4%は現職の町長なら可能だが、知名度がなく初選挙の候補が短期間で、議長経験があり町長選挙2回、議員選挙7回の経験のある審査申立人と、前回の町長選挙と2度の町議選挙を経験した粕谷候補の二人をの得票を合計した数の倍以上の得票は考えられない。

4 裁決の期限

この審査申立てに対する当委員会の裁決は、申立てを受理した日（7月10

日) から 60 日以内 (9 月 8 日まで) に行うよう努めるものとされている (公職
選挙法第 213 条第 1 項)。

**参考 川島町長選挙における選挙の効力に関する異議申出に対する決定
について**

<https://www.town.kawajima.saitama.jp/8879.htm>